

立命館大学法学会主催・国際シンポジウム

EU 統合と人権保障

．はじめに

出口 雅 久

．第一報告

ルチュウス・ビルトハーバー

EU, 欧州人権条約および欧州における人権保障

徳川信治 訳

．第二報告

アルビン・エーザー

EU 基本権憲章における刑法および刑事手続のための人権保障

高柴優貴子・松倉治代・西本健太郎 共訳

．コメント

1．欧州人権条約システムの歩みと現状

徳川 信 治

2．刑事法上の人権保障に関する欧州人権条約とEU基本権憲章との関係

松 宮 孝 明

3．EU リスボン条約における基本権の保護 ECHR との関係を中心に

安 江 則 子

4．総合的な所見にかえて

薬 師 寺 公 夫

．資 料

ルチュウス・ビルトハーバー

様々な角度からみた欧州人権裁判所

出口雅久・西本健太郎 共訳

．はじめに

2008年4月18日(金) 午後13:00より17:00まで立命館大学創思館カンファレンスルームにおいて国際シンポジウム・EU 統合と人権保障(主催・立命館大学法学会, 後援・立命館大学研究部・社会科学国際交流江草基金)が開催された。本学では, 立命館大学と姉妹校である立命館アジア太平洋大学と協力して「ヨーロッパ法研究会」を立ち上げて, オール立命館でヨーロッパ法に関する諸問題について精力的に国際共同研究を推進してきた。とりわけ, 法

学部では、ゲオルグ・レス欧州人権裁判所前判事やルペルト・ショルツ元ドイツ連邦共和国国防大臣を客員教授として招聘し、EU法に関する集中講義や国際シンポジウムを開催したり、あるいは、在日欧州代表部よりツェプター代表、リチャードソン代表、ライター副代表など現職EU関係者を招聘し、講演会などを企画し、その研究成果の一部として翻訳は立命館法学および立命館ロー・ニューズレターに、原文はRitsumeikan Law Reviewにそれぞれ公表してきた。

今回の国際シンポジウムの報告者としては、幸運にもヨーロッパ法学界を代表するお二人の著名な法学者をゲストスピーカーとして本学にお招きすることができた。

まず第一報告者は、スイス・バーゼル大学法学部ルチュウス・ビルトハーバー教授である。報告テーマは「EU、欧州人権条約および欧州における人権保障」である。ビルトハーバー教授は、バーゼル大学学長を経た後、欧州人権裁判所長官として長く欧州における人権保護に携わってこられた大変著名な国際法の権威である。スイスでは国際法学会理事長も長く務められた。ビルトハーバー教授は、三年前に日本の最高裁判所の招聘で来日された際には、本学にも表敬訪問され、薬師寺公夫教授（現在、立命館アジア太平洋大学副学長）をはじめ本法学部スタッフと学術交流について協議した結果、今回、本学客員教授として招聘する運びとなった。今回の短期滞在では、法学部、法科大学院、APUなどでもゲストスピーカーとしてレクチャーを開催され、また、立命館東京キャンパスにおいても、裁判所、学者、弁護士、外務省関係者、そしてスイス大使も同席されて、学術講演会を開催することができた。

第二報告者は、ドイツ・フライブルク大学法学部アルビン・エーザー教授である。今回の報告テーマは「EU基本権憲章における刑法および刑事手続のための人権保障」である。エーザー教授は、ドイツ・フライブルク・マックスプランク外国・国際刑事法研究所前所長として、世界中を飛び回りながら、比較刑事法学を研究されているドイツ刑法学界の重鎮である。また、エーザー教授は、旧ユーゴスラビア国際刑事法廷判事として国際人権問題に実務の視点からも携わってこられた経験を有している。わが国の刑事法学者でエーザー先生のお世話になった方は数知れないほどであり、まさに日本刑法学界のドクターファーターと言っても過言ではない。ちなみに、私と私の家族も、フライブルク大学におけるフンボルト財団による在外研究（2007年前期）においてエー

ザー先生ご夫妻に大変お世話になったことがある。今回は、エーザー先生は、本学客員教授として2007年夏semesterを京都で滞在され、本学法学部・法学研究科では「比較刑事法学」や「生命倫理と刑法」に関する講義も担当され、本学学生、院生、教員と学术交流を展開された。今回の講義運営では、とりわけ、本学法科大学院の浅田和茂教授（刑事法）および本学監事である久岡康成教授（刑事訴訟法）に一方ならぬお世話になった。浅田先生はエーザー教授の「生命倫理と刑法」の講義を毎回通訳を担当された。また久岡先生は公務の忙しい中、講義に毎回参加され、学生の理解のために適宜質問をしていただいた。また、毎回、講義に参加された京都大学法科大学院の高山佳奈子教授にも厚く御礼申し上げたい。

ところで、エーザー先生は、毎朝8:00時には研究室にいられており、私も負けずに早朝出勤を励行した。フライブルク大学図書館のデータベースシステムは、恐ろしく充実しており、エーザー先生の論文は日本語版も含めてすべてデータベース化されており、本学の共同研究室においてパソコンを器用に操作され（普段は秘書がいるのだが）、我々以上の研究活動を精力的なこなされていたことには舌を巻いた。本学滞り期間中には、立命館大学、立命館アジア太平洋大学、立命館東京キャンパスをはじめ、その他、関西大学、京都大学、早稲田大学などでも講演会やシンポジウムに参加され、また日本刑法学会にも参加され、日本の刑事法学者との旧交を温められていた。

今回の国際シンポジウム・EU 統合と人権保障では、ビルトハーバー教授とエーザー教授に人権保障という切り口からEU 統合の問題点についてご報告していただき、これに対して、本学法学部より徳川信治教授（国際法）、本学法科大学院より松宮孝明教授（刑事法）、本学政策科学部より安江則子教授（EU 機構論）、立命館アジア太平洋大学より高柴優貴子専任講師（国際刑事法）、同副学長薬師寺公夫教授（国際法・前国際人権法学会理事長）が、それぞれの専門の立場からコメンテーターとして意見・質問をしていただき、フロアからも活発な質疑が行なわれた。以上のような趣旨から、本シンポジウムの研究成果として、両報告者による原稿の翻訳と各コメンテーターのコメント集ならびにビルトハーバー教授による法科大学院のヨーロッパ法講義でのオープニングレクチャー「様々な角度から見た欧州人権裁判所」を本誌に掲載し、識者の方々のご批判を仰ぐことで、本学でのヨーロッパ法研究の基礎資料としたいと考えている。最後に、今回の国際シンポジウムの開催

に献身的にご協力していただいた本学の学生，院生，教職員ならびに学外の関係各位の皆様方に心より感謝申し上げます。なお，本国際シンポジウムは，立命館大学法学会，立命館大学2008年度研究の国際化推進プログラム「ヨーロッパ法研究」および社会科学国際交流江草基金より研究費の援助を受けていることを付記しておく。

2008年12月1日

立命館大学「ヨーロッパ法研究会」代表

出口 雅 久